

# 町県民税の特別徴収制度

税務課 課税係 ☎64-1106

## 従業員の町県民税には、特別徴収の実施を！

### 町県民税の特別徴収とは？

事業者（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、町県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から町県民税（町民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納める制度です。

※地方税法第321条の4及び湯浅町税条例第45条の規定により、事業者は原則としてすべて特別徴収義務者として町県民税の特別徴収を行うこととされています。

### ◆事業者の皆様

「従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど、町県民税は徴収していない。」ということはありませんか？

### ◆従業員の皆様

給与所得に係る町県民税は特別徴収されていますか？

### ◆町県民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



### ○給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに「給与支払報告書」を各市町村に提出してください。

なお、当該「給与支払報告書」は、地方税法第317条の7において、提出しなかった事業者または虚偽の記載をした事業者に対する罰則規定が設けられています。

### ○特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月給与から天引きし、翌月の10日までに、合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

### 納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。

## 国税庁からの連絡を装った標的型メールについて

湯浅税務署 63-5352

～ 税務署からのお知らせメールに、ファイルを添付することはありません ～

e-Taxに係る国税庁からの連絡を装った「標的型メール」が送信されていた旨の報道がされています。

国税庁では、e-Taxの利用にあたり、メールアドレスを登録している方に対して、メッセージボックスに情報が格納された際に、登録しているメールアドレス宛に「税務

署からのお知らせ」メールを送信していますが、このメールには、ファイルを添付することはありません。

添付ファイルがある「税務署からのお知らせ」メールを受け取った場合には、メールを開封せずに削除するなど、取り扱いには十分にご注意ください。